

**申し込み時の  
必要事項**

- ① 行事項(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢  
 ⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)  
 ⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

**リユースプラザ催し**

△市民講座▽

① ネームプレート作り ② 家具の修理。

①は7月16日(金)、②は18日(日)。いずれも午後1時～3時。  
 対面中学生以上の方。①は10人、②は5人。500円。

① 7月11日(日)から。②(先着)7月24日(土)午前10時～午後3時。

① フリーマーケット・福祉バザー▽  
 ② 7月24日(土)午前10時～午後3時。

**下水道関連のお知らせ**

△打ち水用水の配布▽

① 下水の高度処理水を配布。飲用不可。事前に電話の上、容器持参。

② 7月26日(月)～8月13日(金)午前9時～午後5時。創成川水再生プラザ(北区麻生町8)。

③ [詳細] 下水道計画課 ☎(818) 3441、HP

△下水道の使用は届け出を▽

汚水を公共下水道に流す場合は、排水量に応じて下水道使用料を納めていただきます。

① 水道料金・下水道使用料納入通知書」の下水道使用料の欄が空欄になっている方や、「下水道使用料納入通知書」が送付されていない方は必ず連絡してください。なお、届

け出をしないで使用している場合は、使用開始時から料金を納めていただくことになり、ますのでご注意ください。

② [詳細] 下水道財務課 ☎(818) 3412

△単体デイスポーターは設置できません▽

生ごみを碎いて下水道に流す「単体デイスポーター」で、排水処理装置のないものは、使用すると詰まりや悪臭の原因になるため、設置できません。適合評価を受けた「デイスポーター」排水処理システム」は使用できますので、設置前に必ず排水設備設置等確認申請書を提出してください。

③ [詳細] 排水指導課 ☎(818) 3422



**後期高齢者医療制度**

△新しい保険証の送付▽

平成21年中の所得額に基づいた計算により、8月から医療機関での窓口負担の割合が変更になる方には、7月31日(土)までに新しい保険証をお送りします。現在お使いの古い保険証は、同封された返信用封筒に入れて、速やかにポストに投函してください。

△3割負担になる方▽

同一世帯の後期高齢者医療

制度の被保険者のうち、住民税課税所得が145万円以上ある方が1人でもいる場合、医療機関での窓口負担は3割になります。ただし、左表に該当する方は、お住まいの区の区役所保険年金課へ「基準収入額適用申請書」を提出すること、申請の翌月から1割負担になります。

④ [医療費通知]の発行には登録が必要で、希望する方は被保険者番号が分かるものをお手元にご用意の上、ご連絡ください。

■基準収入額適用申請

同一世帯の被保険者数	要件
1人	被保険者本人の収入が383万円未満 同一世帯の方と被保険者の収入の合計が520万円未満
2人以上	被保険者全員の収入の合計が520万円未満

△減額認定証の交付▽  
 入院時に医療機関に提示すると、医療費の自己負担限度額などが減額される認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)を、申請により随時交付しています。対象は市民税非課税世帯に属する被保険者です。

また、有効期限が7月31日(土)までの減額認定証をお持ちの方で、22年度も非課税世帯と確認できる方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。確認できない場合は、所得申告とともに申請が必要です。

△医療費通知▽  
 後期高齢者医療制度の「医療費通知」の発行には登録が必要で、希望する方は被保険者番号が分かるものをお手元にご用意の上、ご連絡ください。

⑤ [詳細] 区役所(1階)の保険年金課

**国民年金**

△保険料免除のご相談を▽

第1号被保険者(強制加入者)で所得が少ないなど、保険料を納めることが困難な方には、一定の要件を満たしている、申請により保険料の全額または一部が免除される制度があります。

また、20代の方は、申請により保険料を後払いにできる若年者納付猶予制度があります(所得要件あり)。

希望する方は、お住まいの区の区役所年金係へご相談を。持参するもの年金手帳か納付案内書、印鑑(シャチハタ不可)、前年の所得を確認できるもの、離職した方は離職票または雇用保険受給資格者証。

⑥ [詳細] 区役所(1階)の保険年金課

**国民健康保険**

△保険料が決まりました▽

1年間の保険料は、右下表の①～⑨の合計となり、加入期間に応じて月割りで計算します。なお、一定所得以下の世帯は、均等割額と平等割額

が減額となる場合があります。

■22年度国民健康保険料

	医療分	支援金分	介護分
所得割額	①各加入者の21年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×9.95%	④各加入者の21年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.54%	⑦40歳～64歳の各加入者の21年中の所得から33万円を差し引いた金額の合計額×2.77%
均等割額	②17,390円×加入者数	⑤4,450円×加入者数	⑧5,070円×(40歳～64歳の加入者数)
平等割額	③1世帯当たり28,390円	⑥1世帯当たり7,270円	⑨40歳～64歳の加入者のいる世帯1世帯当たり6,270円
年間限度額	50万円	13万円	10万円

△高年齢療養費限度額適用認定証などの交付▽

医療機関に提示すると、入院に係る医療費の支払額が自己負担限度額までとなる限度額適用認定証(住民税非課税世帯の方は、入院中の食事代などの減額認定を兼ねた限度額適用・標準負担額減額認定証)を交付しています。

⑦ 国民健康保険料の滞納がない69歳以下の方および70歳以上の住民税非課税世帯の方。

⑧ お住まいの区の区役所保険年金課へ保険証を持参。

△高齢受給者証の交付▽

国保に加入している昭和10年8月2日～15年8月1日生まれの方には、8月1日(日)から使用する高齢受給者証を、7月下旬に送付します。